

## 後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

問 和歌山県後期高齢者医療広域連合 **TEL073-428-6688**  
 健康推進課国保年金係 ⑦番窓口 **TEL65-3008**

和歌山県後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率等（表1）が決定しましたのでお知らせします。保険料は、被保険者に等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。所得の少ない方には世帯の所得状況に応じて7割、5割、2割の均等割額軽減制度があり、令和6年度から軽減される対象の方の範囲が拡充されます（表2）。また、保険料の賦課限度額（上限保険料額）が80万円に変更されます。

なお、令和6年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

表1

年 度	均等割額	所得割率	賦課限度額※2
		軽減用所得割率※1	
令和6・7年度（年間）	54,428円	11.04%	80万円 (73万円)
		10.13%	
【参考】 令和4・5年度（年間）	50,317円	9.33%	66万円

※1 激変緩和措置として、基礎控除後の総所得金額等が58万円（年金収入のみの場合211万円）以下の方については、令和6年度に限り、軽減用所得割率を用います。

※2 賦課限度額の引き上げに伴う保険料の急増に配慮し、賦課限度額を段階的に引き上げます（令和6年度73万円、令和7年度80万円）。ただし、令和6年度中に75歳に到達して資格取得する方を除きます。

表2

軽減割合	令和5年度【参考】	令和6年度
5割軽減	43万円+10万円× (年金・給与所得者の数-1)+ 29万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円× (年金・給与所得者の数-1)+ 29.5万円×(被保険者数)以下
2割軽減	43万円+10万円× (年金・給与所得者の数-1)+ 53.5万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円× (年金・給与所得者の数-1)+ 54.5万円×(被保険者数)以下